

環境関連法規制等の動き 2022年度（2022.3.15～2023.3.20）まとめ

記号	法令名	2022年度の主な法令改正（詳細は掲載月の環境関連法規制等の動きをご覧ください。）
A	省エネ法	エネルギーの定義に「非化石エネルギー」を追加、事業者に対して非化石エネルギーへの転換を促します。また特定事業者等に対し、新たに非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び非化石エネルギー利用状況等の定期報告の提出を求めます。（2023. 4. 1他施行）
B	建築物省エネ法	省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導のため、原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付けます。（3年以内施行）
C	化管法	法第3条に基づき制定される「化学物質管理指針」が改正され、指定化学物質等取扱事業者は、“指定化学物質等の管理の状況について地方公共団体へ情報提供を行うよう務めること”、“災害による漏えい等を未然に防止するため具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること”が盛り込まれました。

↓（掲載月-番号は毎月発行の環境関連法規制等の動き 掲載月-掲載番号です）

記号	分野	法律名	掲載月-番号	代表改正法令名称	他件数	法令番号	公布日	施行日	法令内容	適用者
	環境基本	環境基本法	3-1	水質汚濁に係る環境基準について 付表6のシマジン及びチオベンカルブの測定方法を改正する件	-	環境省告示第6号	2023. 3. 13	同日	除草剤に使用されるシマジン及びチオベンカルブの試験法の一つ、溶媒抽出又は固相抽出によるガスクロマトグラフィー質量分析法で使用するキャリアーガスについて、昨今のヘリウムガス不足を受けて水素ガスを追加する改正が行われました。	—
	水質汚濁	水質汚濁防止法	1-1	水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令	-	政令第369号	2022. 12. 23	2023. 2. 1	今回、環境基準が設定された物質、 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩、アニリン、PFOS 及びその塩、PFOA 及びその塩 の4物質が新たに 指定物質 として追加されました。	当該物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設を所有する事業者
			5-3	排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令	-	環境省令第17号	2022. 5. 17	2022. 7. 1	ほう素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物等 に現在設定されている 暫定排水基準 が、2022.6.30に適用期限を迎えるため見直しが行われました。11 業種のうち8 業種については2025.6.30まで適用期限を延長し、酸化コバルト製造業に適用されている暫定排水基準は一般排水基準へ移行しました(旅館業及び下水道業については当分の間適用継続)。また、下水道業、旅館業、畜産農業、ジルコニウム化合物製造業、モリブデン化合物製造業の当該物質の暫定排水基準が強化されました	当該物質を取り扱う当該業種の事業者
		浄化槽法	2-1	浄化槽法施行令の一部を改正する政令	-	政令第30号	2023. 2. 3	同日	浄化槽設備士及び浄化槽管理士の資格の受験料が改正されました。	—
	海洋汚染	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律	6-3	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等に関する技術上の基準等に関する省令の一部を改正する省令	-	国土交通省令第47号	2022. 5. 26	2022. 6. 1	船舶から大気中に排出される硫黄酸化物を減少させることを目的として、燃料油を使用するときは、硫黄分の濃度が 0.5%以下の燃料油の使用、又は硫黄酸化物放出低減装置を使用しなければなりません。今般、 硫黄酸化物放出低減装置の技術ガイドライン が改正されたことを受け、題記省令が改正されました。	当該海域を航行する船舶を所有する事業者
	土壌汚染	土壌汚染対策法	4-1	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令	-	環境省令第6号	2022. 3. 24	2022. 7. 1他	土対法第4条では、一定面積以上の土地の形質の変更を行うときに都道府県知事に届け出る必要があります。今回、届出の際に添付する書面が一部変更されました。これまで、対象となる 土地が共有地等の場合は 、所有者等全員の同意書が必要でしたが、所有者が多数となる場合などに大きな負担となることから、 必要な書面が登記事項証明書等に変更 されました。	当該土地の所有者
	大気汚染	自動車NOx PM法	12-3	自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令	1	政令第361号	2022. 11. 28	2024. 4. 1	今般、 基本方針が改定時期を迎え改正 が行われました。先の審議会において、「基本方針の目標はほぼ達成された一方、一部の測定局では環境基準値を超過する可能性が十分に低い濃度レベルまで至らなかったことから、引き続き現行の施策を継続することが適当である」との答申の結果を踏まえて、削減目標は維持しつつ、目標年度が2021年3月 → 2027年3月に変更されました。	—
			12-2	自動車運送事業者等以外の事業者に係る自動車排出窒素酸化物等の排出の抑制のための計画の提出方法等を定める命令の一部を改正する命令	1	内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境省令第1号	2022. 11. 28	同日	事業者に対し、 自動車使用管理計画において定期の報告 を求める事項のうち、自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の排出量等一部の項目が削除されました。	対象地域内で対象自動車を使用する事業者
		大気汚染防止法	10-1	排出ガス中の水銀測定法の一部を改正する件	-	環境省告示第75号	2022. 9. 22	2023. 4. 1	水銀濃度測定方法の試料の採取方法について、新たに全水銀を一括で試料採取するメインストリームサンプリング及びサイドストリームサンプリングによる方法が追加等されました。	水銀排出施設を設置する事業者
	地球温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	11-4	株式会社 脱炭素化支援機構 支援基準	-	環境省告示第79号	2022. 10. 28	同日	下記(6-2)改正法に基づく題記支援機構は、民間企業等が行う再エネや省エネ、資源の有効利用等、脱炭素社会の実現に資する効果的な事業を投資支援する目的で設立されました。今回、支援対象事業活動の詳細が公表されました。	—
			8-1	温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令の一部を改正する命令	-	内閣府・総務・法務・外務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第2号	2022. 8. 5	2023. 4. 1	温対法第26条に基づく特定排出者は、 温室効果ガス算定排出量の報告 に加え、当該報告に係る 温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供(任意報告) することができます。(法第32条)。今回、事業者の積極的な取組を見える化する観点から、任意報告内容を充実させるため 報告様式が変更 されました。その他特定排出者の報告事項に「法人番号」が追加されました。	特定排出者

	地球温暖化	地球温暖化対策の推進に関する法律	7-1	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令	1	政令第237号	2022.6.24	2022.7.1	下記(6-2)改正法の施行日が2022.7.1に決まりました。その他環境大臣認可の官民出資会社である株式会社 脱炭素化支援機構に関する事項が規定されました。	—
			6-2	地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律	-	法律第60号	2022.6.1	2022.7.1	環境大臣認可の官民出資会社である株式会社 脱炭素化支援機構に関する事項が新たに規定されました。この会社は、脱炭素事業活動等に対する資金供給を行い、地球温暖化の防止と日本の経済社会の発展の統合的な推進を図りつつ脱炭素社会の実現に寄与することを目的としています。	—
			4-2	地球温暖化対策の推進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	2	環境省令第14号	2022.4.1	同日	2021.6.2公布の改正温対法では、新たに地域の再エネを活用した脱炭素化を促進する事業を推進するため、市町村は促進区域等を指定することができます。今回、市町村が指定する「地域脱炭素化促進事業の対象となる区域(促進区域)」の選定基準等、「地域脱炭素化促進事業計画」の申請方法、並びに地方環境事務所に長に委任する権限が定められました。	—
		フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律	8-2	第一種特定製品の管理者の判断の基準となるべき事項の一部を改正する件	-	経済産業・環境省告示第9号	2022.8.22	同日	法第16条に基づく 業務用エアコン等の簡易点検 に係る改正です。今般、業界団体において「常時監視システムによるフロン類の使用時漏えいの早期発見を有効とする基準」が策定されたことを受け、 常時監視システムを用いて、漏えい又は故障等を発見するため必要な措置(1回/日以上以上の計測等)がとられている場合は、簡易点検に代える ことができるようになりました。	当該システムを導入している事業者
	騒音	騒音規制法	10-2	自動車騒音の大きさの許容限度の一部を改正する件	-	環境省告示第77号	2022.9.30	同日	騒音規制法第16条第1項では、「自動車が一定の条件で運行する場合に発生する自動車騒音の大きさの許容限度を定める」とされています。そして、この許容限度を考慮して「道路運送車両の保安基準」において、自動車騒音に係る規制に関し必要な事項が定められています。今回、 各種自動車の加速走行騒音の許容限度値 が強化されました。	—
	振動	振動規制法	5-2	一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定する圧縮機を定める告示	1	環境省告示第52号	2022.5.24	2022.12.1	2021.12.24公布の改正振動規制法施行令(1月 号参照)に伴う告示です。改正施行令では圧縮機のうち定格出力が 7.5kW 以上のものでも、 環境大臣が型式指定する振動が一定限度以下のものについては規制の対象外 となります。今回、環境大臣が指定する圧縮機(スクリー式)の条件が「 通常の運転状態において、当該圧縮機から5メートル離れた地点における振動が60dBを超えないもの 」と定められ、メーカーからの申請により型式指定されることとしました。	当該圧縮機の製造をおこなう事業者
A	エネルギー	エネルギーの使用の合理化等に関する法律	5-1	安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律	-	法律第46号	2022.5.20	2023.4.1他	「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」の題目が「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に改められ、 エネルギーの定義に「非化石エネルギー」を追加、事業者に対して非化石エネルギーへの転換を促します 。また特定事業者等に対し、新たに 非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画及び非化石エネルギー利用状況等の定期報告の提出 を求めます。	工場・貨物輸送等においてエネルギーを使用して事業を行う事業者、特定事業者等
	エネルギー	建築物のエネルギー消費性能に関する法律	1-2	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令	-	国土交通省令第92号	2022.12.23	2023.4.1	下記(6-1)改正法に伴う、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請書の記載等が変更されました。	当該建築物を新築等する事業者
			12-1	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令	1	経済産業・国土交通省令第3号	2022.12.7	2023.4.1他	下記(11-2)改正省令に続き、建築物エネルギー消費性能基準(2024.4.1施行)等が改正され基準が引き上げられたほか、分譲型規格共同住宅等の住宅トップランナー基準が設定されました。	
			11-2	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令	1	国土交通省令第78号	2022.11.7	同日	建築物エネルギー消費性能確保計画(法第12条関係)、建築物エネルギー消費性能向上計画(法第34条関係)等の申請様式が改正されました。	
			9-1	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	国土交通省令第67号	2022.9.16	2022.10.1	下記(8-5)改正法令に係る改正です。 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定のための申請用紙等が変更 されました。	
			8-5	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令	1	経済産業・国土交通省令第1号	2022.8.16	2022.10.1	建築主は、建築物を新築等する際に建築物エネルギー消費性能向上計画の認定(法第34,35条)を受けることができます。今回、 認定を受ける際の基準である建築物エネルギー消費性能誘導基準※が見直され 、非住宅においては、誘導基準における誘導設計一次エネルギー消費量及び誘導基準一次エネルギー消費量の算出方法が変更されました。その他前記に伴う申請様式等の変更が行われました。	当該建築物を供給する事業者等
			11-3	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	1	政令第350号	2022.11.16	2023.4.1	下記(6-1)改正法の一部の施行日が2023.4.1に定められました。今回施行される建築物省エネ法に係る内容は、住宅トップランナー制度に関する規定です。	
			8-3	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	-	政令第271号	2022.8.10	2022.9.1	下記(6-1)改正法の一部の施行日が決まりました。今回施行される内容は、住宅の建設等に必要な資金の融通を支援するための貸付等の業務を行う、独立行政法人 住宅金融支援機構法の一部改正部分です。	—
B			6-1	脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律	-	法律第69号	2022.6.17	3年以内	建築物省エネ法の改正内容は、省エネ性能の底上げ・より高い省エネ性能への誘導のため、 原則全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合を義務付け ます。その他トップランナー制度(大手事業者による段階的な性能向上)が拡充等されます。	当該建築物の建築主等

C	化学物質	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律	11-1	指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針の一部を改正する告示	-	経済産業・環境省告示第10号	2022.11.4	同日	化管法第3条では、指定化学物質等取扱事業者等による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、主務大臣は 化学物質管理指針 を定めることとしています。今回、災害による指定化学物質等による被害の未然防止を促進等するため、 指定化学物質等の管理の状況について地方公共団体へ情報提供を行うよう務めること、災害による漏えい等を未然に防止するため具体的な方策を検討し、平時から必要な措置を講ずること が同指針に盛り込まれました。	指定化学物質等取扱事業者
			4-4	指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供方法等を定める省令の一部を改正する省令	-	経済産業省令第35号	2022.3.31	同日	化管法第14条に基づく、指定化学物質等の性状及び取扱いに関する情報の提供方法等が見直されました。新たにメールの送信又はインターネットを利用した情報の提供その他の方法であって、相手方が容易に閲覧できるものが提供方法に追加されました。	
			4-3	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令	-	財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境・防衛省令第1号	2022.3.31	2023.4.1他	2021.10.20公布の改正化管法施行令において新たに 第一種指定化学物質として定められた物質の追加 (2023.4.1施行)、並びに 下水道終末処理施設及び廃棄物処理施設において排出量を把握する第一種指定化学物質として水銀及びその化合物が追加 されました(同日施行)。その他第一種指定化学物質排出量等届出様式が変更等されました	当該化学物質を取り扱う事業者並びに当該施設を所有する事業者等
			6-4	毒物及び劇物取締法施行規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第92号	2022.6.3	同日	毒物劇物営業者 から毒物又は劇物の譲渡の際に提供される、当該毒物又は劇物の性状及び取扱いに関する情報(令第40条の9)の提供方法について、従来の方法に加え、光ディスク、電子メール等による交付や当該情報が記載されたホームページの閲覧を求める旨の伝達が認められました。	当該物質の販売をおこなう事業者
安全管理	労働安全衛生法	労働安全衛生法	1-3	石綿障害予防規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第2号	2023.1.11	2026.1.1	事業者が建築物、工作物又は船舶の解体等の作業を行うときは石綿等の使用の有無について事前に調査をすることとしています。今回、 特定の工作物の解体等作業の事前調査 についても、 必要な知識を有する者が行わなければならない とする改正が行われました。	当該解体等作業を実施する事業者
			9-3	労働安全衛生規則第12条の5第3項第2号イの規定に基づき厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習	-	厚生労働省告示第276号	2022.9.7	2024.4.1	下記(6-5)改正法令に関する改正です。 リスクアセスメント対象物を取り扱う事業場ごとの化学物質管理者の選任の要件 は「 厚生労働大臣が定める化学物質の管理に関する講習を修了した者 」又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とされています。本改正で前記の 講習・実習の科目、時間等が定められました。	当該物質を取り扱う事業者
			6-5	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	1	厚生労働省令第91号	2022.5.31	2023.4.1他	・ リスクアセスメント対象物※ を取り扱う事業場ごとの 化学物質管理者の選任 (2024.4.1施行) ・リスクアセスメント結果に基づく保護具の使用時の 保護具着用責任者の選任 (2024.4.1施行) ・リスクアセスメント結果の 保存(最低3年)及び労働者への周知義務 (2023.4.1施行) ・リスクアセスメント対象物に労働者が ばく露される程度の低減措置の実施 並びにその低減措置について、労働者への 意見聴取機会の設定及び記録保管 (3年、30年)(2023.4.1施行)等が新たに追加されました。 ※ラベル表示義務物質及びSDS交付義務物質(法第57条及び第57条の2)	
			8-7	労働安全衛生規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第112号	2022.8.22	2022.10.1	下記(5-4)改正に関する改正です。「歯科健康診断結果報告書」の様式が改正されました。	
			5-4	労働安全衛生規則の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第83号	2022.4.28	2022.10.1	法第66条第3項に基づき、 塩酸、硝酸等を取り扱う有害な業務を設けている事業者 は、従事者に対して定期健康診断に加え、 歯科健康診断 を行わなければなりません。これまで労働者50人以上の事業者が歯科健康診断結果の提出対象でしたが、 労働者の人数に関わらず歯科健康診断結果を提出 することに改正されました。	当該有害業務を設けている事業者
			4-5	労働安全衛生規則等の一部を改正する省令	-	厚生労働省令第82号	2022.4.15	2023.4.1	法第22条に基づき現在、 有機溶剤や特定化学物質等を取り扱う危険有害作業 に直接従事する労働者に対して事業者が講ずることとされている 保護措置 について、新たに事業者が当該作業の一部を請負人に請け負わせる場合、当該 請負人も保護措置の対象 に加われました。また、現在、 危険有害作業を行っている作業場 にいる全ての労働者に対して事業者が講ずることとされている 保護措置 について、当該 作業場で何らかの作業に従事する全ての者 (当該作業場に資材を搬入する業者等を含む。)が 保護措置の対象 に加われました。	当該危険有害作業を設けている事業者
	消防法	消防法	9-2	消防法施行令の一部を改正する政令	1	政令第305号	2022.9.14	2023.4.1	全域放出方式の二酸化炭素消火設備に係る事故の再発防止の改正が行われ、既存設備でも最新の技術上の基準を適用しなければならない消防用設備等(溯及対象設備)並びに 消防設備士等による点検 が必要な防火対象物に 二酸化炭素を使用する全域放出方式の不活性ガス消火設備 が加えられました。その他同設備の維持に関する技術上の基準が追加等されました。	当該防火対象物を設置している者
			8-6	危険物の規制に関する政令別表第1及び同令別表第2の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令	-	総務省令第53号	2022.8.1	2023.2.1	2022.1.28公布の改正毒物及び劇物指定令(2月号参照)において、 4-メチルベンゼンスルホン酸及びこれを含有する製剤が劇物 に追加されました。今回、同物質は加熱されることで人体に有害な蒸気を発生する危険性を有していると認められ、消防法第9条の3に基づく 消防活動阻害物質に指定 されました。	当該物質を規定数量(200kg)以上貯蔵又は取り扱う事業者
	高圧ガス保安法	高圧ガス保安法	8-4	容器保安規則の一部を改正する省令	-	経済産業省令第63号	2022.7.29	2022.8.1他	新たに耐圧試験圧力を6MPaとするFC容器の類型が追加されました(2023.1.29施行)。その他医療用酸素用一般複合容器に関し、新たに定義を設け再検査期間が3年から5年へ変更等されました。	—
			7-2	高圧ガス保安法等の一部を改正する法律	-	法律第74号	2022.6.22	1年6か月以内	高圧ガス保安法、ガス事業法、電気事業法の3つの法律について一部改正されます。共通の改正内容として、 「テクノロジーを活用しつつ、自立的に高度な保安を確保できる事業者」について、その保安確保能力に応じた保安規制に係る手続・検査が一部緩和 されます。電気事業法に係る内容として、 小規模太陽光・風力発電設備を「小規模事業用電気工作物」と位置付け、基礎情報の届出や使用前の自己確認等の対象 とします。その他高圧ガス保安法に係る内容では、同法と道路運送車両法が適用される燃料電池自動車等内の高圧ガスについて、原則高圧ガス保安法の適用を除外し、道路運送車両法に規制を一元化します。	当該設備を保有する事業者